陳 情 文 書 表

令7陳情第24号		令和7年11月11日受理
件名	件 名 「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める 意見書提出に関する陳情書	
東京都八王子市館町1821-122 陳 情 者 一般社団法人 共存共栄クラブ 伊藤 豪		
陳 情 の 要 旨		

現在の日本は、世界でも珍しい「外国人が、無条件で土地取引ができる」国です。カナダは、2027年1月1日まで、外国人による住宅用不動産の購入を原則禁止しています。シンガポールは、外国人が住宅を購入する際、不動産価格の60%を税金として徴収しています。アメリカでは、外国人でも基本的に不動産を購入できますが、国家安全保障に関わる取引に関しては、厳格な審査を受けなければなりません。中国には、土地の「所有権」がなく、購入できるのは「使用権」だけですが、それでも、外国人が不動産を購入する場合には、1年以上中国に居住していることが条件となります。フィリピンでは、外国人による土地所有は、完全に禁止されています。

外国人が、日本の土地を購入することには、いくつかの問題があります。まず、固定資産税の徴収が難しくなる可能性があります。その理由は、「連絡先が海外で、追跡が困難」、「言語の壁で、自治体の対応に限界がある」、「外国人から外国人への転売は、報告義務がない」、「税務担当者の権限は、国外に及ばない」といったことがあるからです。

また、安全保障上のリスクもあります。自衛隊基地や米軍基地の近くの土地が外国人に買われると、「基地の近くからドローンを飛ばして情報収集」、「電波を妨害する装置の設置」、「有事の際に施設を攻撃する拠点として利用する」などが起こり得ます。実際、2024年4月に、横須賀基地にドローンが無断侵入し、基地及び護衛艦、駆逐艦、航空母艦などが撮影された事件がありました。

また、海外で、外国人から外国人へ転売した場合、日本に報告する必要がないため、「所有者不明の土地が増える」、「公共工事(道路等の建設)を行うときに、所有者と連絡が取れない」、「災害時の対応が困難となる」などが起こる

可能性があります。

このようなことから、産経新聞社とFNNの調査では、77.2%の方が「外国人による不動産取得を規制すべき」と答えています(2025年7月26・27日実施の合同世論調査)。私は、これらのことから、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求めたいと思い、この陳情書を提出いたします。

陳情事項

国に対し、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書を提出すること。